



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行  
代表社名 取締役頭取 新 藤 恒 男  
(コード番号 8327 東京・大阪 市場第一部、福岡)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 光富 彰  
(TEL 092 - 476 - 1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 96 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ( 1 ) 単元未満株式を有する株主の皆様のご便宜を図るため、従来から行っていた単元未満株式の買取り請求に加えて、買増しを行い単元株式とすることができるように変更案第 10 条 ( 単元未満株式の買増し ) の規定を新設するものであります。
- ( 2 ) 「会社法」( 平成 17 年法律第 86 号 ) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」( 平成 17 年法律第 87 号 ) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法の規定に従い、当行に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条 ( 機関 ) の規定を新設するものであります。

会社法の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条 ( 株券の発行 ) の規定を新設するものであります。

当行が開催する株主総会の開催場所を福岡市内と定めるため、変更案第 23 条 ( 招集地 ) の規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主の皆様提供したものとみなすことが認められたため、またコスト削減にも資することができるよう、変更案第 26 条 ( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 ) の規定を新設するものであります。

株主総会における円滑な議事運営に資するよう、株主が議決権行使を委任する場合の代理人の員数を制限し、現行定款第 23 条（議決権の代理行使）を変更するものであります。

会社法の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議が機動的に行うことができるよう、変更案第 35 条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

会社法の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 37 条（社外取締役との責任限定契約）、変更案第 44 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更と削除、字句の修正など、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

（ 3 ） 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2 . 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

## 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（木）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。 (1) (2) (条文省略) (4) (5)前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6)その他前各号の業務に<u>附帯</u>または<u>関連</u>する事項</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 <u>発行する株式の総数は18億株とし、このうち15億株は普通株式、3億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却が行われた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 次の<u>事業</u>を営むことを目的とする。 (1) (2) (現行どおり) (4) (5)前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6)その他前各号の業務に<u>付帯</u>または<u>関連</u>する事項</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>発行可能株式総数は18億株とし、このうち15億株は普通株式、3億株は優先株式とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 <u>1単元の株式の数は全ての種類の株式について1,000株とする。</u></p> <p>2. <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 <u>当銀行は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当銀行の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>毎年3月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 <u>単元株式数は全ての種類の株式について1,000株とする。</u></p> <p>2. <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <u>当銀行は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 優先株式</b></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 11 条 第 3 8 条に定める<u>利益配当金を支払う</u>ときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録質権者(以下「優先質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通質権者」という。)に先立ち、優先株式 1 株につき年 1 2 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>(以下「優先配当金」という。)を<u>支払う</u>。ただし、当該営業年度において第 1 2 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2 . ある営業年度において、優先株主または優先質権者に対して<u>支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3 . 優先株主または優先質権者に対しては、優先配当金を超えて<u>利益配当は行わない。</u></p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第 12 条 第 3 9 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>金銭</u>(本定款において「優先中間配当金」という。)を<u>支払う</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(議決権)</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(優先株式の併合または分割、新株予約権等)</p> <p>第 15 条 法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 . 優先株主には新株の<u>引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を</u>与えない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 優先株式</b></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条 第 4 6 条に定める<u>期末配当を行う</u>ときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録<u>株式</u>質権者(以下「優先質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録<u>株式</u>質権者(以下「普通質権者」という。)に先立ち、優先株式 1 株につき年 1 2 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>金銭による剰余金の配当</u>(<u>かかる配当により支払われる金銭を</u>以下「優先配当金」という。)を<u>行う</u>。ただし、当該事業年度において第 1 4 条に定める優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2 . ある事業年度において、優先株主または優先質権者に対して<u>配当する金銭の剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3 . 優先株主または優先質権者に対しては、優先配当金を超えて<u>剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第 14 条 第 4 7 条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>金銭による剰余金の配当</u>(<u>かかる配当により支払われる金銭を</u>以下「優先中間配当金」という。)を<u>行う</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(優先株式の併合または分割、新株予約権等)</p> <p>第 17 条 法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 . 優先株主には募集株式または募集新株予約権の<u>割当てを受ける権利を</u>与えない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 優先株式の消却 )</p> <p>第 16 条 <u>いつでも優先株式を買入れ、これを株主へ配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。</u></p> <p>( 普通株式への転換 )</p> <p>第 17 条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 普通株式への一斉転換 )</p> <p>第 18 条 <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 3 5 7 円を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を 3 5 7 円で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>2 . 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p>( 配当金支払義務の免除 )</p> <p>第 19 条 第 4 1 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p>	<p><u>3 . 優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>( 優先株式の取得 )</p> <p>第 18 条 <u>いつでも法令の定めるところに従って優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。</u></p> <p>( 取得請求権 )</p> <p>第 19 条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、<u>当銀行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。</u></p> <p><u>2 . 前項の請求に基づき当銀行が交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 1 6 7 条第 3 項に従ってこれを処理する。ただし、同項第 2 文は適用しないものとする。</u></p> <p>( 一斉取得 )</p> <p>第 20 条 <u>前条の期間中に優先株式の取得請求がなかった優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、その全部を取得する。当銀行は、当該取得と引換えに、優先株式 1 株あたり、優先株式 1 株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を、優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 3 5 7 円を下回るときは、優先株式 1 株の払込金額相当額を 3 5 7 円で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p> <p>2 . 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第 2 3 4 条に従ってこれを処理する。</u></p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第 21 条 第 4 8 条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株主総会</b></p> <p>( 招 集 )</p> <p>第 20 条 定時総会は、毎年4月1日から3月以内に招集し、臨時総会は必要のあるときこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 招 集 者 お よ び 議 長 )</p> <p>第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、頭取が招集し、その議長となる。ただし、頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 決 議 の 要 件 )</p> <p>第 22 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 . 商法第 3 4 3 条 に 定 め る 特 別 決 議 は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p>第 23 条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株主総会</b></p> <p>( 招 集 )</p> <p>第 22 条 定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>( 招 集 地 )</p> <p>第 23 条 株主総会は、福岡市内で開催する。</p> <p>( 定 時 株 主 総 会 の 基 準 日 )</p> <p>第 24 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>( 招 集 権 者 お よ び 議 長 )</p> <p>第 25 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、頭取がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 . 頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>( 株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 と み な し 提 供 )</p> <p>第 26 条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 決 議 の 方 法 )</p> <p>第 27 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . 会 社 法 第 3 0 9 条 第 2 項 に 定 め る 決 議 は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>( 議 決 権 の 代 理 行 使 )</p> <p>第 28 条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第 24 条 第 2 1 条および第 2 3 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 26 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 . 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3 . 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長または頭取が招集し、<u>その議長となる。ただし、会長、頭取ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 29 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 . 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは、<u>招集の手続を経ずして開くことができる。</u></p> <p>3 . <u>取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第 29 条 第 2 5 条および第 2 8 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 31 条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 . 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 . 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 33 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長または頭取がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 . <u>会長、頭取ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 34 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 . 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>3 . <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 役付取締役および代表取締役 )</p> <p>第 30 条 <u>取締役会の決議をもって</u>、取締役のうちより、会長、頭取各 1 名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>2 . 前項のほか、取締役会において、必要と認めた場合は、<u>その決議をもって</u>、名誉会長をおくことができる。</p> <p>3 . <u>取締役会の決議をもって</u>、代表取締役若干名を選任する。</p> <p>4 . 頭取は、銀行の業務の執行を統轄し、副頭取および専務取締役は頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は頭取を補佐して業務を分掌する。</p>	<p style="text-align: center;">( 取締役会の決議の省略 )</p> <p>第 35 条 <u>会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは</u>、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>( 役付取締役および代表取締役 )</p> <p>第 36 条 <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役のうちより、会長、頭取各 1 名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 . 前項のほか、取締役会において、必要と認めた場合は、<u>その決議によって</u>、名誉会長を選定することができる。</p> <p>3 . <u>取締役会は、その決議によって</u>、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>4 . ( 現行どおり )</p>
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">( 社外取締役との責任限定契約 )</p> <p>第 37 条 <u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により</u>、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 監査役および監査役会</b></p> <p>( 員数 )</p> <p>第 31 条 ( 条文省略 )</p> <p>( 選任 )</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 . 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>( 任期 )</p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 監査役および監査役会</b></p> <p>( 員数 )</p> <p>第 38 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 選任 )</p> <p>第 39 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 . 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>( 任期 )</p> <p>第 40 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 . <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集者)</p> <p>第 35 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。          なお、監査役会においてこれを招集する監査役を定めた場合といえども、必要あるときは他の監査役がこれを招集することができる。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 36 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役の全員の同意あるときは、<u>招集の手続を経ずして開くことができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会の細目については、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 41 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集権者)</p> <p>第 42 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。          なお、監査役会においてこれを招集する監査役を定めた場合といえども、必要があるときは他の監査役がこれを招集することができる。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 43 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役会は、監査役の全員の同意<u>があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 44 条 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>(<u>決算期</u>)</p> <p>第 37 条 <u>決算期は毎年3月31日とする。</u></p> <p>(<u>配当金支払株主の確定</u>)</p> <p>第 38 条 <u>利益配当金は、毎決算期における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に配当する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第 45 条 <u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>期末配当</u>)</p> <p>第 46 条 <u>当銀行は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当を「期末配当」といい、期末配当により支払われる金銭を「期末配当金」という。)を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し中間配当を行うことができる。</p> <p>(優先株式の転換と配当)</p> <p>第 40 条 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当金支払義務の免除)</p> <p>第 41 条 利益配当金および中間配当金が、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、銀行はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息を付さない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 47 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当を「中間配当」といい、中間配当により支払われる金銭を「中間配当金」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 48 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、<u>当銀行はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金に対しては利息を付さない。</p>

以 上